

# 「富山マラソン2025」協賛獲得業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

「富山マラソン2025」協賛獲得業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

## 3 委託内容

- (1) 協賛金及び協賛物品の獲得に関すること。
- (2) 協賛企業等の調整及び進行管理に関すること。
- (3) イベント等における協賛企業等の来賓への対応に関すること。
- (4) 協賛企業等との連携による、メディア（新聞等）を使用した機運醸成企画に関すること。
- (5) 協賛企業等との連携による、ランナー満足度向上のための企画に関すること。  
(経費については、獲得協賛金から捻出することとする。)

## 4 契約金額

- (1) 協賛獲得業務に係る手数料  
獲得協賛金（現物支給等の金額換算相当額含む）の15%を手数料として支払う。
- (2) 機運醸成企画等業務に係る委託料  
上記（1）の手数料とは別に、機運醸成企画等業務に係る委託料として、獲得協賛金（現物支給等の金額換算相当額含む）の20%を支払う。

## 5 獲得協賛金の取扱いについて

受託者は、下記6に定める報告書を提出したうえで、獲得協賛金を富山マラソン実行委員会へ納入するものとする。ただし、獲得協賛金の額が企画提案書に記載の最低保証金額を下回る場合は、その差額を補填して納入するものとする。

## 6 報告書の提出

業務をすべて終了したときは、実施内容が分かる書類を添付のうえ、業務終了報告書を提出すること。

## 7 業務を行ううえで留意する点

- (1) 業務遂行に当たっては、富山マラソン実行委員会（以下「委員会」という）と綿密な情報交換を行うとともに、委員会の指示に従うこと。また、共同企業体の場合は他の業務受託者としっかり連携を行うこと。
- (2) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (3) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 本業務の全部または主たる一部を、委員会の事前の承認なく第三者に委任してはならない。
- (5) 事業の実施に係る物品の調達等には、地域の活性化の観点を考慮すること。